

答 申 第 3 7 0 号
平成24年11月30日

千葉県教育委員会
委員長 山田 純子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成21年9月7日付け教職第667号による下記の諮問について、別添のとおり
答申します。

記

諮問第419号

平成19年5月28日付けで提起された、平成19年3月28日付け教職第7号の
61で通知した行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が不開示とした情報のうち、次に掲げる事項を開示すべきである。

- 1 別表中（1）イ及びクに掲げる情報
- 2 別表中（1）ウ、エ及びキ、（2）ア及びキ、（3）オ、（4）オ並びに（5）イのうち年を示す情報
- 3 別表中（1）ケ、（2）カ、（3）エ、及び（5）カのうち戒告、減給、停職又は免職を示す情報
- 4 別表中（2）オ、（3）ウ、及び（4）エに掲げる情報
実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成19年3月28日付け教職第7号の61で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- （1）千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号ただし書イの解釈において、「新聞社等マスコミに対する情報提供後1年間で、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」でなくなる」という恣意的判断を行ったこと。
- （2）非違行為があった職員の更生の程度や具合を、条例第8条第2号ただし書イの判断の要件に含めたこと。
- （3）新聞社等マスコミに対する情報提供と条例に基づく開示請求の結果開示された情報に著しく差があること。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書開示請求について

異議申立人は実施機関に対し、条例に基づき、平成19年2月23日付けで「県立高等学校職員に対する懲戒処分に関する情報（教育委員会会議に議案として提出されたもの。起案書を含む）、2001年度」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に係る対象文書及び本件決定について

実施機関は、本件請求に係る行政文書として、「学校職員の懲戒処分について（議案・通知）の起案文書（平成●●年●月●日付け教高秘第●●●号）」を21件（以下、記号番号順に「本件対象文書1」から「本件対象文書21」

といい、「本件対象文書1」から「本件対象文書21」までを併せて「本件対象文書」という。)を特定し、年月日、文書番号、学校名、氏名、処分内容及び処分事由等をいずれも条例第8条第2号に該当するとして、本件決定を行った。

3 本件対象文書の内容について

服務事故等を起こした職員に対し地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の規定による懲戒処分を行う場合、千葉県教育委員会行政組織規則(昭和35年千葉県教育委員会規則第2号)第8条の規定により千葉県教育委員会会議(以下「会議」という。)の議決を得る必要がある。

本件対象文書は、会議の議決を得るための起案用紙甲、伺い文(起案用紙乙)、議案の案文、辞令の案文、処分事由説明書及び千葉県人事委員会委員長への通知文の案で構成されている。

4 本件対象文書のうち不開示とした部分の理由について

(1) 条例第8条第2号本文該当性について

ア 氏名は特定個人が識別される情報であることは明らかである。

イ 会議の開催年月日、決裁年月日、処分の発令年月日、文書番号、文書登録番号等については、本件文書が報道発表の対象となった事案であり、処分を行った日に報道発表を行うことから、各年月日等を開示すると新聞記事の掲載された日付が明らかになるため当該新聞記事等と照合することにより、当該事故が特定され、その概要を知ったり当該職員を特定するきっかけになり、当該職員の権利利益が侵害されるおそれがあるものである。

ウ 所属名を開示すると特定の学校が明らかになるため、特定個人が識別される可能性が高くなるものである。そして、教科名等は、学校要覧等入手可能であると通常考えられる他の情報と照合することにより、特定の個人を識別でき得る情報となるものである。

また、処分事由説明書の事故発生年月日、曜日、時刻のほか、具体的に被処分者がとった行動、被害生徒の行動、事故発生場所、被害生徒の学年、クラス、教科等については、すでに公表した資料等や教職員等の関係者が所有する職員録等と照合することにより特定個人が識別され得る情報である。

エ 処分の内容、処分事由説明書に記載された加害職員の具体的な行動、指導された事実、加害職員の態度は、処分を受けるに至った具体的な非違行為の内容であり、当該職員にとっては機微な情報であり、通常他人に最も知られたくないと望む情報の一つである。そして、被害生徒・職員の行動、被害生徒の状態等については、これらの情報が公にされることは想定していないものであり、これらの情報が公になると、当該生徒の学校での生活への影響はもとより、今後社会生活を送る上で、不測の不利益を被るなどのおそれがあるものであることから、これらの情報は、特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報である。

オ 上記イ、ウ、エで説明した情報及び処分事由説明書に記載された事故発生年月日又は時期、曜日、時刻、発生場所、被害者の職務及び性別、具体

的な行動等、被害生徒等の行動、被害生徒の状態、同僚職員役職名、指導された事実、加害職員の態度については、学校における懲戒事案は限られており、同僚や知人などの一定範囲の関係者には誰であるか既に明らかになっている可能性が高いと考えられる。そのため開示すれば事案の詳細を確知したり一層広範囲な者に当該者が特定されることになり当該職員の権利利益が害されるおそれがあるものであり、特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報である。

カ 生徒が被害者の事案については、加害職員の職名、教科名、加害職員のとった具体的行動等について被害生徒の個人情報ということもできる。すでに公表された情報やだれでも開示請求可能な事故報告書と照合することにより、当該事件の内容が推測され、そのことにより被害者が不当な中傷や圧力を受けるおそれがあるもので、特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報である。

(2) 条例第8条第2号ただし書イの該当性について

条例第8条第2号ただし書イの公にされている情報とは、開示請求時点において公表状態に置かれていると評価される情報と考えられるが、職員による非違行為のあらましが過去のある時点において報道発表されると、それにより当該個人が識別され、又は公表内容が当該個人の非違行為に係る情報であることから、公表によりその者の権利利益が害されるおそれが生じることになる。それにもかかわらず報道発表されるのは、同種非違行為事案の再発防止、その他職務執行行為の適正及び倫理の保持を図り、県民の信頼の確保に資することを目的にしているためであると考えられる。

これに対し、情報公開では、行政機関の諸活動を県民に説明する責任を全うするために、保有する情報を求めに応じて開示することを原則にしつつも、個人に関する情報がみだりに公にされないことがないよう最大限の配慮をしなければならないとし、個人情報については、原則開示と個人のプライバシーの保護の両面から判断する必要がある。そうすると、上述した報道発表の目的と対比するとき、報道発表の時点から時間が経過するに従い、事案の社会的影響や事案に関する社会一般の関心や記憶は薄れていき、新聞社名や報道年月日が特定されない限り次第に公衆が知り得る状態に置かれているとは言えなくなっていくと認められる。

また、非違行為事案を起こした職員個人の識別・特定に関する情報は、当該個人について非違行為歴として個人の資質、人格又は名誉等にかかわる秘匿性の高い情報であることから、その権利利益を守る必要性が増していくと考え、報道発表後、相応の時間が経過したような場合においては、ただし書イには該当しないものとする。

そして、国の答申では、公表から開示請求までの期間が1年に満たない事案について開示すべきとしている事例があり、さらに報道発表資料は県文書館において配架しているが、「県政情報の公表に関する要綱の運用について（平成13年2月19日制定。以下「運用」という。）」で、閲覧に供する

期間は1年間と定めていることから、公表から開示請求までの期間が1年程度経過しているかどうかを目安にただし書イの該当性の判断をしている。

本件対象文書については、公表から本件開示請求までの期間は、最長で5年10ヶ月、最短で4年11ヶ月が経過していることから、ただし書イに該当しないものである。

(3) ただし書ロ及びニの該当性について

本文書に係る情報は、同号ただし書ロ及びニに該当するものではない。

(4) ただし書ハの該当性について

本件対象文書に記載された当該職員及び関係職員の情報については、事故あるいは非違行為に係る情報であり、職務遂行の内容に係る情報とは認められない。

第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定については、実施機関の説明要旨1及び2のとおりである。

2 本件対象文書について

(1) 本件対象文書は、別表の左欄に掲げる決裁文書であり、審査会において、本件対象文書を見分したところ、それぞれ同表の中欄で構成されている。

(2) これらのうち、本件決定において不開示とした情報は、それぞれ同表の右欄に掲げるものである。

3 条例第8条第2号該当性について

(1) 条例第8条第2号本文該当性について

本件対象文書には、被処分者の非違行為の内容及びこれに対する処分に関する記載が、当該被処分者の氏名、所属等とともに記載されていることから、それぞれの文書の全体が当該被処分者に係る条例第8条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述により特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

ア 実施機関は、国の答申及び運用に基づき、条例第8条第2号ただし書イ該当性について判断しているので、次のとおり検討する。

イ 実施機関の説明によれば、本件請求のあった平成19年2月23日現在、地方公務員法に基づく懲戒処分については、原則として公表することとされており、その方法は、県ホームページへの掲載及び報道機関への発表又は資料提供により行うこととされているとのことであるが、平成13年度の懲戒処分については公表の記録がなく、公表の事実を含め公表内容は不明とのことであった。

また、一部の懲戒処分について、新聞報道の記事の写しは存するものの、これが実施機関の公表を基にしたものであるかについても不明とのこと

であった。

ウ 平成13年度当時の懲戒処分の公表については、会議の状況について県ホームページへの掲載を開始したのは平成11年4月からであるが、平成13年度当時は懲戒処分に係る情報は掲載していなかったとのことであった。また、懲戒処分についての会議は非公開で行われていたとのことであった。

エ 審査会において、審査会事務局をして実施機関に確認させたところ、本件対象文書に係る懲戒処分の事案については、報道機関に対する発表のための資料は保有していないことを確認した。

オ ところで、懲戒処分の事案に係る公表と条例第8条第2号ただし書イの関連性については、次のとおり考えられる。

条例第8条第2号ただし書イに規定する公にされている情報とは、開示決定等の時点において公表状態に置かれていると評価される情報を意味すると解されるところ、公務員による非違行為事案の概要が、本件懲戒処分のように学校の存する地域名及び校種名、被処分者の職名、年齢、処分内容、処分年月日、事案の概要など当該職員がだれかを知る手掛かりとなる情報と共に公表され、公衆が広く知り得る状態に置かれると、それにより、一定の範囲の者にとっては当然に、特定の個人が識別され、その個人情報公にされることとなる。それにもかかわらず公表が行われるのは、同種非違行為の再発防止その他職務執行行為の適正及び倫理の保持を図り、それによって、公務員に対する県民の信頼の確保に資することを目的としているためであると考えられる。

その一方で、条例においては、行政機関の諸活動を県民に説明する責務を全うするために、保有情報を求めに応じて開示することを原則としつつも、なお個人情報については、条例第8条第2号及び第9条により、個人の権利利益を侵害する程度等との均衡を図りつつ、開示することが求められている。

そうすると、上述した公表の目的と対比するとき、過去の一時点において事案の概要が公表された場合、当該概要のうち、被処分者がだれであるかの部分を除いた部分、すなわち非違行為の客観的態様の部分については、時の経過を考慮する必要性が乏しいことから、特段の事情がない限り、開示決定等の時点においてもなお慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとの性質を失わないと認められる。しかしながら、被処分者がだれであるかという情報については、公表の時点から時間が経過するに従い、事案の社会的影響や事案に関する社会一般の関心や記憶は薄れ、次第に公衆が知り得る状態に置かれているとは言えなくなっていくと認められる。また、非違行為事案を起こした職員個人の識別・特定に関する情報及びその者の処分の内容に係る情報は、当該個人についての処分歴として秘匿性の高い情報であることから、その権利利益を守る必要性が増していくとも認められる。それゆえ、公表後、相応の時間が経過したような場合においては、公表された情報のうち、被処分者がだれかに関する情報及び処分歴に係る情報は、もはや現に公にされている情報にも公

にすることが予定されている情報にも該当しないと解するのが相当である。
カ そこで、本件対象文書について検討すると、本件対象文書に係る懲戒処分事案については、懲戒処分時に報道されたことを除けば、その後、実施機関において、被処分者の氏名等が公にされたことはないと認められること、実施機関における公表資料の保存期間を経過するなど、既に相当期間を経過していると認められること、その内容において公表の継続を特に長く認めるべき特段の事情も見出し難いことがそれぞれ認められることから、当該事案については、それが過去の一時期において公表されたことがあったとしても、現に公にされている情報とも公にすることが予定されている情報とも認めることは困難と言うべきである。

(3) 条例第8条第2号ただし書ロからニまでの該当性について

ア 条例第8条第2号ただし書ロ該当性について検討すると、本件不開示部分に記載された情報については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人に対しても開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められない。

イ また、条例第8条第2号ただし書ハ該当性について検討すると、被処分者が公務員であり、当該事案の中に被処分者の職務に関係する部分が含まれるとしても、懲戒処分を受けることは、当該被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とは言えないことから、本件不開示部分に記載された情報が当該条項に該当するとは認められない。

ウ さらに、条例第8条第2号ただし書ニ該当性について検討すると、本件不開示部分に記載された情報については、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報は記録されていないため、当該条項に該当するとは認められない。

4 条例第9条第2項の部分開示の可否について

(1) 開示請求に係る対象文書に条例第8条第2号の特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合には、条例第9条第2項の規定により、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いて開示することとされているので、次のとおり部分開示の可否を検討する。

(2) 本件対象文書（別表中（1）に掲げる文書を除く。）には、被処分者の氏名及び職名が記載されている。また、本件対象文書（別表中（1）及び（3）に掲げる文書を除く。）には、被処分者が所属していた県立高等学校の名称が記載されている。これらの記載された情報（職名のうち教員・教諭を除く。）は、被処分者を識別することができることとなる記述であり、同項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述の部分に該当すると認められるので、部分開示の対象とすることはできず、不開示としたことは妥当である。

(3) 次に、本件対象文書に記載されている情報のうち以下に掲げるものは、それぞれに示す理由により、当該被処分者の氏名など上記（2）の特定の個人を識別することができることとなる記述の部分を除いたとしても、被処分者

の同僚、知人その他の関係者にとっては、当該被処分者がだれであるかを特定することができ、これまで知られていなかった懲戒処分の内容、非違行為の詳細、被処分者の処分歴に係る情報がこれらの者に明らかとなることにより、当該被処分者の権利利益が害されるおそれがあるものと認められる。

ア 別表中（１）ウ、エ及びキ、（２）ア及びキ、（３）オ、（４）オ並びに（５）イのうち月及び日を示す情報

それぞれ懲戒処分の案件ごとに処分した月及び日と同じ月及び日若しくは処分した月及び日に近い月及び日であること。

イ 別表中（１）アに掲げる情報

本件請求があった時点において、それぞれ懲戒処分の案件ごとに処分した年月日と同じである会議の開催年月日が県ホームページに掲載されていたとする実施機関の説明に不合理な点は認められないこと。

ウ 別表中（１）オ及びカ並びに（５）アに掲げる情報

それぞれ懲戒処分の案件ごとに、本件請求があった時点において、処分した月及び日と同じである可能性が高い完結月日とともに行政文書目録の写しが一般の閲覧に供されていたことから、これらの情報を照合することにより、完結月日を知ることができること。

エ 別表中（１）ケ、（２）カ、（３）エ、及び（５）カのうち停職又は減給の期間の始期及び終期を示す情報

停職の期間の始期は処分した日の翌日であり、減給の期間の始期は処分した日の翌月初日であり、第４、４（６）ウで停職又は減給の処分を開示すべきと判断したことから、これらを開示した場合、処分した月若しくは月日を知ることができること。

（４）また、本件対象文書に記載されている情報のうち別表中（４）ウの情報については、条例第８条第２号に規定する個人に関する情報のうち、被処分者を識別することができることとなる記述の部分に当たるものとは必ずしも言えないが、既に開示された部分により当該被処分者の非違行為のおおよその内容が明らかになっている以上、更にこれらの情報を開示すれば、当該被処分者等の氏名など上記（２）の特定の個人を識別することができることとなる記述の部分を除いたとしても、被処分者の同僚、知人その他の関係者にとっては、当該被処分者がだれであるかを特定することができ、これまで知られていなかった懲戒処分の内容、非違行為の詳細、被処分者の処分歴に係る情報がこれらの者に明らかとなることにより、当該被処分者等の権利利益が害されるおそれがあるものと認められる。

（５）したがって、これらの情報は、これを公にしても被処分者等の権利利益が害されるおそれがないと認めることはできないので、条例第９条第２項により部分開示を行うことはできず、不開示としたことは妥当である。

（６）しかしながら、本件対象文書に記載されている情報のうち以下に掲げるものは、それぞれに示す理由により、被処分者がだれであるかを特定することができる情報とは認められず、また、これを公にしても被処分者の権利利益が新たに追加的に害されるおそれがあるとは言えないことから、条例第９条第２項の規定により、部分開示すべきである。

ア 別表中（１）イ及びクに掲げる情報

定例会議または臨時会議は、当該年度においてそれぞれ複数回開催されているため、当該情報を開示しても、被処分者がだれであるかを特定することは困難であること。

イ 別表中（１）ウ、エ及びキ、（２）ア及びキ、（３）オ、（４）オ並びに（５）イのうち年を示す情報

本件請求が平成１３年度の行政文書を対象とし、実施機関が本件対象文書を特定した上で本件決定をしたこと。

ウ 別表中（１）ケ、（２）カ、（３）エ、及び（５）カのうち戒告、減給、停職又は免職を示す情報

免職及び停職の処分は、処分の外形上、客観的に、免職又は停職の処分であることが一見看取り得るものであるところ、同様の処分が複数件存在するため、当該情報を開示しても、被処分者がだれであるかを特定することは困難であること。

また、戒告及び減給の処分は、処分の外形上からはどのような処分であるか看取り得るものではなく、個々の処分は異なるものの、当該情報を開示しても、被処分者がだれであるかを特定することは困難であること。

エ 別表中（２）オ、（３）ウ、及び（４）エに掲げる情報

地方公務員法第２９条第１項のうち、懲戒処分の根拠となる条項を示しているだけのものであり、当該情報を開示しても、被処分者がだれであるかを特定することは困難であること。

５ 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

６ 結論

以上のとおり、実施機関は不開示とした情報のうち次に掲げる事項を開示すべきである。

（１）別表中（１）イ及びクに掲げる情報

（２）別表中（１）ウ、エ及びキ、（２）ア及びキ、（３）オ、（４）オ並びに（５）イのうち年を示す情報

（３）別表中（１）ケ、（２）カ、（３）エ、及び（５）カのうち戒告、減給、停職又は免職を示す情報

（４）別表中（２）オ、（３）ウ、及び（４）エに掲げる情報

実施機関のその余の決定は妥当である。

第５ 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

<p>決裁文書の名称</p>	<p>決裁文書を構成する文書の名称</p>	<p>実施機関が不開示とした情報</p>
<p>学校職員 の懲戒 処分につ いて（議 案・通知） の決裁文 書</p>	<p>(1) 決裁が終 わった起案 用紙(アから カにあって は、起案用紙 甲、キからケ にあっては 伺い文。)</p>	<p>ア 会議を開催した回数 イ 当該会議の定例又は臨時の別 ウ 当該会議で可決したことを証明した年月日 エ 起案、決裁及び施行の年月日 オ 文書の記号番号 カ 起案用紙の登録番号及び編冊番号 キ 当該会議を開催する予定の年月日（本件対象文書9を除く。） ク 当該会議の定例又は臨時の別（本件対象文書2及び3を除く。） ケ 処分の種類及び程度</p>
	<p>(2) 当該会議 に付議した 案件に係る 案文</p>	<p>ア 当該会議に付議した案件を提出した年月日 イ 被処分者が所属していた県立高等学校の名称 ウ 被処分者の氏名 エ 被処分者の職名（本件対象文書13、17及び21に限る。） オ 地方公務員法第29条第1項のうち懲戒処分の根拠となる条項 カ 処分の種類及び程度 キ 本件対象文書1から17まで及び19から21までにあつては、懲戒処分を決定した年月、本件対象文書18にあつては、懲戒処分を決定した年</p>
	<p>(3) 辞令の案 文</p>	<p>ア 被処分者の氏名 イ 被処分者の職名（本件対象文書17及び21に限る。） ウ 地方公務員法第29条第1項のうち懲戒処分の根拠となる条項 エ 処分の種類及び程度 オ 辞令を発した年月</p>
	<p>(4) 処分事由 説明書の 案文</p>	<p>ア 被処分者の氏名、被処分者が所属していた県立高等学校の名称 イ 被処分者の職名（本件対象文書13、17及び21に限る） ウ 被処分者が所属していた部活動の名称、被処分者の具体的な行動、状態、非違行為が行われた場所、年月日、曜日、時刻、時期、時間帯、非違行為の詳細な具体的内容、被害にあった生徒及び者の具体的な行動、状態、被処分者が逮捕された警察署の名称、被処分者に係る指導された事実、所属職員の職氏名 エ 地方公務員法第29条第1項のうち懲戒処分の根拠となる条項 オ 本件対象文書1、2、4から17まで、19及び21にあつては、懲戒処分を決定した年月、本件対象文書3、18及び20にあつては、懲戒処分を決定した年月日</p>
	<p>(5) 人事委員 会委員長に 通知した案 文</p>	<p>ア 文書の番号（本件対象文書3に限る。） イ 本件対象文書1及び3にあつては、通知した年月日、本件対象文書2、4、5、10及び13から21までにあつては、通知した年月、本件対象文書6から9まで、11及び12にあつては、通知した年 ウ 被処分者が所属していた県立高等学校の名称 エ 被処分者の氏名 オ 被処分者の職名（本件対象文書13、17及び21に限る） カ 処分の種類及び程度</p>

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 9月 7日	諮問書の受理
平成21年10月26日	実施機関の理由説明書の受理
平成24年 9月18日	審 議
平成24年10月23日	審 議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
日 名 子 暁	弁 護 士	
湊 弘 美	弁 護 士	

(五十音順：平成24年10月23日現在)